Energia 70th

次の未来、はじまる

第97回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年６月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

場所 広島市中区小町４番33号
当社本店

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から，当日のご来場は極力お控えいただき，同封の議決権行使書またはインターネット等により事前に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

決議事項

会社提案（第１号議案から第２号議案まで）

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

株主提案（第３号議案から第９号議案まで）

第３号議案　定款一部変更の件（1）
第４号議案　定款一部変更の件（2）
第５号議案　定款一部変更の件（3）
第６号議案　定款一部変更の件（4）
第７号議案　定款一部変更の件（5）
第８号議案　定款一部変更の件（6）
第９号議案　定款一部変更の件（7）

目次

第97回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 5
連結計算書類 …… 27
計算書類 …… 29
監査報告 …… 31
株主総会参考書類 …… 37

中国電力株式会社
証券コード：9504

(証券コード：9504)
2021年６月４日

株 主 各 位

広島市中区小町４番33号
中国電力株式会社
代表取締役
社長執行役員　清 水 希 茂

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り，厚くお礼申しあげます。

さて，第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので，ご通知申しあげます。

株主のみなさまにおかれましては，新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から，**当日のご来場は極力お控えいただき，同封の議決権行使書またはインターネット等により事前に議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。**

事前の議決権行使につきましては，お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして，**2021年６月24日（木曜日）午後５時20分までに行使していただきますようお願い申しあげます。**

また，議決権行使の方法につきましては，後記の「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬　具

記

１．日　　時　　2021年６月25日（金曜日）午前10時

２．場　　所　　広島市中区小町４番33号　当社本店

・　新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため，会場の座席の間隔を拡げることから，ご用意できる席数が限られます。そのため，当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がありますので，あらかじめご了承のほどよろしくお願い申しあげます。
・　ご来場の場合には，感染症拡大防止のため，マスクのご着用や消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申しあげます。また，会場にご入場の際，運営スタッフにより検温をさせていただき，発熱，咳等の症状が見受けられる株主さまにつきましては，ご入場をお断りする場合があります。
・　その他，感染症拡大防止のための対応につきましては，当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ　https://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html

3．目的事項

報告事項　2020年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告，連結計算書類，計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

＜会社提案（第１号議案から第２号議案まで）＞

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

＜株主提案（第３号議案から第９号議案まで）＞

第３号議案　定款一部変更の件（１）

第４号議案　定款一部変更の件（２）

第５号議案　定款一部変更の件（３）

第６号議案　定款一部変更の件（４）

第７号議案　定款一部変更の件（５）

第８号議案　定款一部変更の件（６）

第９号議案　定款一部変更の件（７）

上記各号議案の内容等は，37ページ以降の「株主総会参考書類」に記載しております。

以　上

◎　以下の事項につきましては，法令および定款第16条の規定に基づき，当社ホームページに掲載しておりますので，本書には記載しておりません。

①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお，これらの事項につきましては，会計監査人および監査等委員会がそれぞれ監査報告を作成するに際して監査をした事業報告，連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎　株主総会参考書類，事業報告，連結計算書類および計算書類等の記載内容について，株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合には，当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ　https://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会に出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は，議決権を有する他の株主さま１名に委任することにより可能となります。この場合，委任状を会場受付にご提出ください。

開催日時

2021年６月25日（金曜日）
午前10時
（受付開始 午前９時）

書面による議決権行使をされる場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき，行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2021年６月24日（木曜日）
午後５時20分

インターネット等による議決権行使をされる場合



議決権行使ウェブサイトにアクセスし，行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2021年６月24日（木曜日）
午後５時20分

詳細は次ページをご覧ください

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは，当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

注意事項等について

（1）書面とインターネット等により，二重に議決権を行使された場合は，インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（2）インターネット等により，複数回，議決権を行使された場合は，最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

（3）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は，株主さまのご負担となります。

（4）インターネットのご利用環境によっては，議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合もありますので，ご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 **議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。**

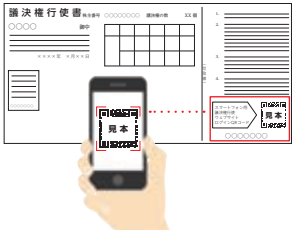

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 **以降は画面の案内に従って議案に対する賛否を入力してください。**



「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は，お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし，議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインのうえ，再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと，パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1 **議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。**



2 **議決権行使書用紙に記載されている「議決権行使コード」を入力してください。**



3 **議決権行使書用紙に記載されている「パスワード」を入力してください。**



4 **以降は画面の案内に従って議案に対する賛否を入力してください。**

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使の方法がご不明な場合は，右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル：0120－652－031
（通話料無料／受付時間 午前９時～午後９時）

１．中国電力グループの現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

2020年度におけるわが国の経済情勢をみますと，新型コロナウイルス感染症拡大の影響により，景気は年度初めから急速に悪化し，その後持ち直しの動きはみられたものの，感染症の再拡大に伴い個人消費が弱含むなど，厳しい状況が続きました。当中国地方においても，ほぼ全国と同様の状況で推移しました。

このような中で，当年度の連結収支につきましては，収益面では，競争進展に加え，新型コロナウイルス感染症の影響に伴う上期の生産活動の停滞などによる小売販売電力量の減少により，電気料金収入が減少したことなどから，売上高（営業収益）は１兆3,074億円と前年度に比べ398億円の減収となりました。

費用面では，冬季の電力需給ひっ迫の影響に伴う燃料および電力の調達費用の増加はあったものの，小売販売電力量の減少による原料費の減少に加え，経営全般にわたる効率化に努めたことなどから，営業費用は１兆2,732億円と前年度に比べ259億円の減少となりました。

この結果，営業利益は，小売販売電力量の減少に加え，電力需給ひっ迫の影響などにより，342億円と前年度に比べ138億円の減益となりました。これに支払利息などの営業外損益を加えた経常利益は300億円となり，前年度に比べ97億円の減益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は，電力需給ひっ迫および市場価格高騰の影響を受けた債権の一部について，貸倒引当金繰入額114億円を特別損失として計上し，法人税などを控除した結果，145億円となり，原子力発電工事償却準備引当金の全額を取り崩した前年度と比べ754億円の減益となりました。

売上高 13,074億円
前年度比 △398億円

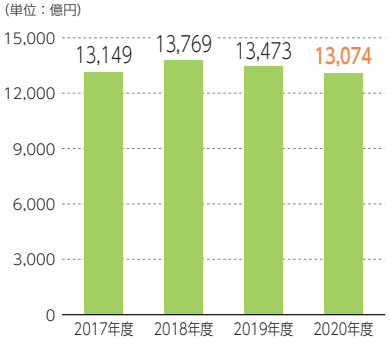

経常利益 300億円
前年度比 △97億円

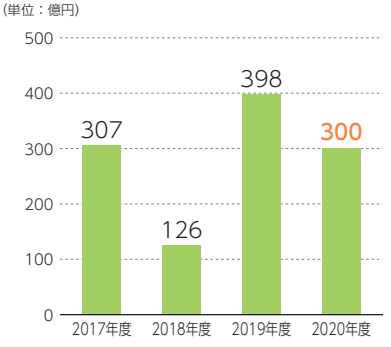

親会社株主に帰属する当期純利益 145億円
前年度比 △754億円

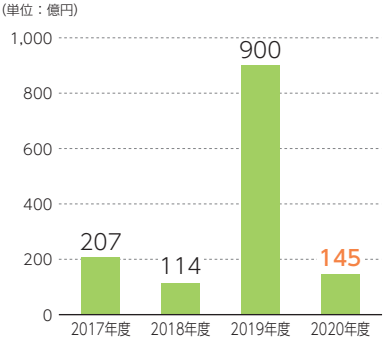

事業別の業績につきましては，次のとおりとなりました。

なお，昨年４月１日に実施した送配電部門の法的分離に伴い，「電気事業」，「総合エネルギー供給事業」および「情報通信事業」としていた報告セグメントを，当年度から「総合エネルギー事業」，「送配電事業」および「情報通信事業」に変更しました。そのため，2019年度の数値は，新セグメントに組み替えております。

[総合エネルギー事業]

当年度の総販売電力量は，競争進展や新型コロナウイルス感染症の影響などから，前年度に比べ4.9%減の535.6億kWhとなりました。この内訳をみますと，小売販売電力量（電灯）は，前年度に比べ0.4%増の168.2億kWh，小売販売電力量（電力）は，前年度に比べ10.9%減の295.7億kWh，他社販売電力量は，前年度に比べ12.5%増の71.7億kWhとなりました。

売上高は，競争進展に加え，新型コロナウイルス感染症の影響に伴う上期の生産活動の停滞などによる小売販売電力量の減少により，電気料金収入が減少したことなどから，１兆1,813億円と前年度に比べ871億円の減収となりました。

営業費用は，冬季の電力需給ひっ迫の影響に伴う燃料および電力の調達費用の増加はあったものの，小売販売電力量の減少による原料費の減少に加え，経営全般にわたる効率化に努めたことなどから，１兆1,939億円と前年度に比べ548億円の減少となりました。

この結果，小売販売電力量の減少に加え，電力需給ひっ迫の影響などにより，126億円の営業損失となり，前年度に比べ323億円の減益となりました。

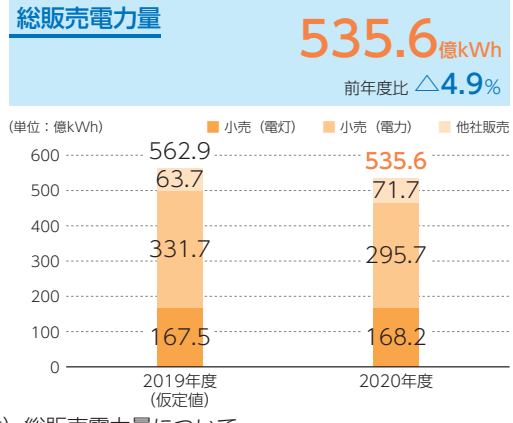

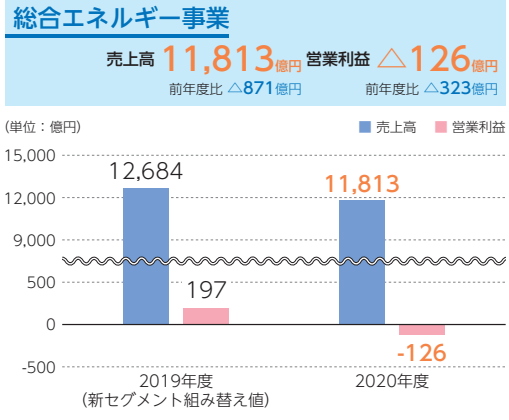

（注）総販売電力量について

(1) 中国電力の総販売電力量（インバランス・調整電源に係る他社販売電力量等を含みません。）を記載しております。

(2) 2019年度の数値は，昨年４月１日に実施した送配電部門の法的分離を踏まえ，２社に分社したと仮定した値としております。

[送配電事業]

売上高は，電力需給ひっ迫により供給力が不足した中国エリア内の発電・小売会社への電力供給量の増加や市場価格の高騰により，不足インバランス収入が増加したこと，および猛暑や厳冬により電灯需要が増加したことなどから，4,238億円と前年度に比べ710億円の増収となりました。

営業費用は，経営全般にわたる効率化に努めたものの，需給ひっ迫の影響に伴い，他の一般送配電事業者からの電力融通費用が増加したことなどから，3,828億円と前年度に比べ532億円の増加となりました。

この結果，営業利益は410億円と前年度に比べ178億円の増益となりました。

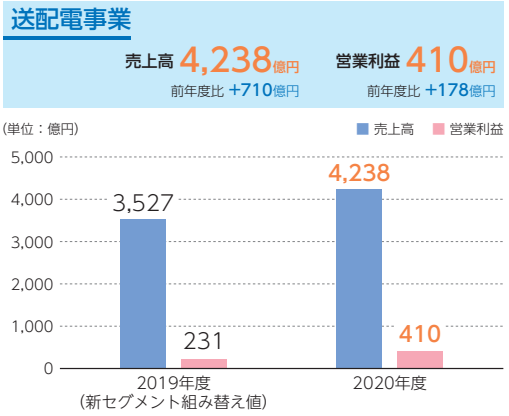

[情報通信事業]

売上高は，システム受託増加などにより情報関係事業収入が増加したことなどから，451億円と前年度に比べ21億円の増収となりました。

営業費用は，情報関係事業費用が増加したことなどから，417億円と前年度に比べ21億円の増加となりました。

この結果，営業利益は34億円と前年度並みとなりました。

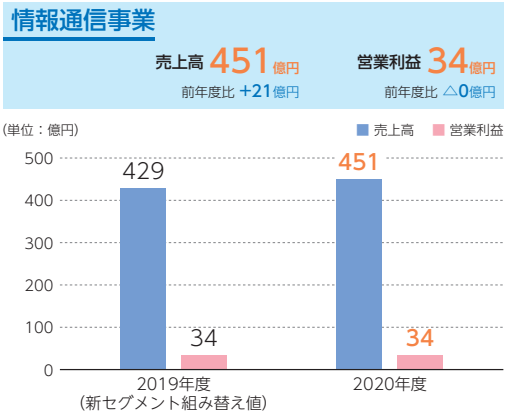

(2) 対処すべき課題

電力の小売競争の激化や送配電部門の法的分離に加え，わが国が「2050年カーボンニュートラル」に向けて動きだすなど，当社グループを取り巻く環境は大きく変化しています。足元では，自然災害の頻発化・激甚化や新型コロナウイルス感染症の拡大，今冬の電力需給のひっ迫など，事業活動に影響を与える様々な事象も生じています。また，国連総会における「持続可能な開発目標（ＳＤＧs）」の採択やＥＳＧ投資の拡大など，経済・社会・環境面での課題解決に向けた動きが活発となっており，企業に対しても，事業活動全体を通じて社会課題の解決に貢献することへの期待が高まっています。

当社グループは，こうした事業環境の変化や社会的要請に対応しながら，グループ経営ビジョン「エネルギアチェンジ2030」の実現に向けて，以下の諸課題に取り組んでまいります。

【エネルギー事業を中心とした既存事業の強化・進化】

当社は，本年２月，当社グループとして「2050年カーボンニュートラル」に挑戦することを公表しました。当社グループは，Ｓ＋３Ｅ（安全性，安定供給，経済性，環境への適合）を同時達成する電源構成の実現を目指しながら，脱炭素化と競争力強化に向けて積極的に取り組んでまいります。また，販売電力量の維持・拡大に向けた取り組みを強化するとともに，強靭な収益構造の構築に向け，業務運営の抜本的な見直しをはじめとする経営効率化を着実に進めてまいります。

●原子力発電所の再稼働・運転開始および開発に向けた取り組み

原子力発電は，安定供給，経済性，環境への適合の観点から重要な役割を担うベースロード電源であり，また，確立した脱炭素技術としても，一定比率を維持していく必要があると考えております。当社は，更なる安全性を不断に追求し，みなさまに安心していただける原子力発電所を目指してまいります。

島根原子力発電所においては，地震・津波対策，電源確保，冷却機能確保，テロ対策など，設備面の安全対策を着実に実施するほか，原子力災害発生時の対応能力の向上を目的とした訓練等の継続的な実施や関係自治体との連携強化など，原子力防災対策にも積極的に取り組んでまいります。

島根２号機については，原子力規制委員会による新規制基準への適合性審査が最終段階を迎えております。今後も審査に適切に対応していくとともに，地域のみなさまのご理解をいただきながら，島根２号機・３号機の早期の再稼働・運転開始に向け，最大限取り組んでまいります。

加えて，将来にわたっての重要な電源として新規原子力発電所の開発も必要であると考えており，上関原子力発電所の開発に引き続き取り組んでまいります。


残留熱代替除去ポンプの設置


代替注水訓練の様子

●石炭火力発電の高効率化，脱炭素化に向けた取り組み

当社は，現在，経年化が進む既設火力発電所の代替として三隅発電所２号機の建設を進めており，建設にあたっては，利用可能な最良の発電方式である超々臨界圧（ＵＳＣ）の採用，バイオマス混焼の拡大等によって環境性にも優れた電源とし，環境負荷の低減にも努めてまいります。

また，脱炭素化に向けた研究・開発として，「大崎クールジェンプロジェクト」による石炭火力発電の高効率化，CO_2分離・回収技術の開発およびカーボンリサイクルなどを通じて，革新的な低炭素石炭火力発電技術の開発に取り組むとともに，水素・アンモニアによるカーボンフリー発電技術の検討を進めてまいります。


三隅発電所２号機建設工事の様子


大崎クールジェンプロジェクト実証試験設備の様子

●電力販売の収益拡大に向けた取り組み

電力小売事業における多数の事業者参入による競争の激化や新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により，当社の販売電力量は減少傾向にあります。

当社グループが今後収益を確保していくためには，電源の競争力強化に加え，販売電力量の維持・拡大が重要です。

当社は，引き続きお客さまに選択していただけるよう，ライフスタイルや多様なニーズに応じた料金メニュー，付加価値の高いサービスの拡充に努めてまいります。また，販売電力量の拡大に向け，電化推進による需要獲得，首都圏・関西エリアにおける電力販売，電気に係る市場取引の積極的な活用等に取り組むとともに，脱炭素化をはじめとしたお客さまの環境経営の実現にも貢献してまいります。

●徹底した経営効率化

島根原子力発電所の運転停止が長期化している中においても，収支の改善・財務体質の悪化抑制を図り，競争力を強化していくため，競争発注の拡大などによる資機材等の調達コストの低減，燃料費の削減など，費用全般にわたる効率化を進めてまいります。

また，本年４月，当社グループが目指す向こう５年間の新たなＩＴ構想を策定しており，この構想のもと，最新のＩＣＴを活用したデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）への取り組みを推進するとともに，業務運営の抜本的な見直しを進め，労働生産性の向上に努めてまいります。

（注）デジタル・トランスフォーメーション＝デジタル化と仕組みにより新たなサービスやビジネスモデルを創出するほか，働き方改革を含む業務全般のコスト低減，生産性の向上を目指した幅広い取り組み。

●安定供給の確保

当社グループは，設備保全の効率化・高度化やレジリエンス（災害に対する強靭性および回復能力）強化の観点から，設備の計画的かつ確実な点検・補修，更新工事などを行うとともに，業務品質の維持・向上に向け，実践的な訓練や点検作業を通じ，保有する技術・技能の向上と着実な継承に努めてまいります。

また，災害時には当社と中国電力ネットワーク株式会社が連携のうえ，円滑かつ迅速な復旧対応等を行ってまいります。



送電設備の事故復旧訓練の様子

昨年12月下旬以降，全国的に厳しい寒さが続き，例年に比べ，電力需要が大幅に増加したことなどから，電力需給がひっ迫する状況となりました。当社グループは，国の審議会による検証結果も踏まえ，引き続き電力の安定供給に向けた取り組みを進めてまいります。

【更なる成長に向けた新たな事業への挑戦】

当社グループは，多様化する社会の変化から可能性を見つけ出し，新たな事業領域の開拓に挑戦してまいります。

●海外事業の領域拡大に向けた取り組み

当社グループは，海外事業を利益の一角を担える事業にしていくため，これまで培ってきた電気事業の知見を活用し，新たな海外事業への出資参画を進め，収益力の強化に取り組んでおります。本年３月には，台湾における水力発電事業，およびフィジー共和国で発電・送配電・小売事業を一貫して担う電力会社にそれぞれ出資参画しました。

引き続き，再生可能エネルギーを中心に海外発電事業の発掘・獲得を進めるとともに，送配電・小売事業や電力周辺事業に加え，新たなエネルギービジネスにも積極的に取り組み，事業領域を拡大してまいります。

●再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取り組み

再生可能エネルギーを地球環境問題への対応だけでなく成長領域の一つと位置づけ，ビジョンで掲げる目標達成に向け，水力や風力等の導入に積極的に取り組んでおります。本年４月には，グループ企業のバイオマス発電所が２地点で運転開始するなど，2020年代中盤には新規導入量が約30万kWとなる見込みであり，今後は特に成長分野と見込まれる洋上風力発電の開発を積極的に進めることで，更なる導入量の上乗せに取り組んでまいります。



バイオマス専焼発電所としては
国内最大級規模の小名浜バイオマス発電所
（エア・ウォーター＆エネルギア・パワー小名浜株式会社）

●エネルギア創造ラボの取り組み

2019年に発足した「エネルギア創造ラボ」では，新たな利益の創出を目指して，「地域の未来の創造」と「電気の未来の創造」をコンセプトに，独自の技術・サービスを有するベンチャー企業への投資や協業に取り組んでおります。本年３月末までに，成長が期待できるベンチャー企業６社への投資を行いました。また，再生可能エネルギーや蓄電池，ＥＶ等を活用した次世代エネルギーサービスの実現を目指して，取り組みを進めております。

今後もベンチャー企業への投資や協業を通じて，ビジョンに掲げる利益目標達成への貢献や新たなエネルギーサービスの実現に取り組んでまいります。

【多様な人材が活躍できる更なる環境づくり】

ビジョンを実現し，当社グループが持続的に成長していくためには，多様な価値観・経験を持つ社員一人ひとりの活躍が不可欠です。

当社は，女性社員の活躍推進や障がい者の雇用促進に加え，他企業経験者や専門能力を有する人など幅広く多様な人材の採用に取り組んでおります。また，社員の健康を確保するとともに，柔軟かつ生産性の高い働き方を実現できるよう，フレックスタイム勤務制度，勤務間インターバル制度，生活上の様々なニーズに対応する独自の休暇制度等の設定に加え，男女ともに仕事と家庭を両立できる職場風土の醸成など，ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進しております。

今後も時代の要請に合わせて柔軟に対応しながら，多様な人材が活躍できる企業文化や制度の構築に取り組んでまいります。



島根原子力発電所での打ち合わせの様子



株式会社エネルギア・スマイル
（障がい者雇用促進を目的とした特例子会社）
の社員の作業の様子

当社グループを取り巻く環境は大きく変化しておりますが，ビジョンの実現を目指して取り組むことで，地域発展への貢献や社会的要請に対応しつつ，株主のみなさまのご期待に応えることができるよう努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては，今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

ENERGIACHANGE 2030

ENERGIAの実現に向けた企業変革

こえる、つながる、ひろげる

ミッション

エネルギーは使命

グループが持つ技術と経験を活かし、安定したエネルギーのお届けと
地球環境問題への貢献を両立します

新たな事業に挑戦

多様化する社会の変化から可能性を見つけ出し、
新たな事業領域の開拓に挑戦します

すべての人が持ち場で輝く

多様な人材の活躍を進め、
魅力ある企業グループを目指します

利益・財務の目標

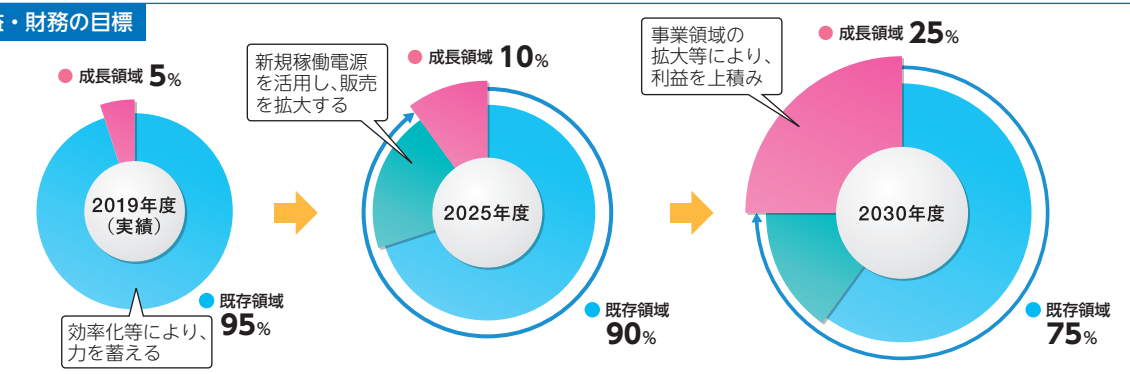

○連結経常利益／398億円
（実績）

○連結経常利益／500億円以上
○連結自己資本比率／20%

○連結経常利益／600億円以上
○連結自己資本比率／25%
※2030年度の利益目標は，ROEが概ね
5％となる水準

非財務の目標

○再生可能エネルギー新規導入量　2030年度　30～70万kW
○多様な人材が活躍できる更なる環境づくり

中国電力グループ「2050年カーボンニュートラル」への挑戦

～脱炭素社会の実現に向けたギアチェンジ～

目　標

「2050年カーボンニュートラル」に挑戦します

- エネルギーの脱炭素化を進めます。
- カーボンニュートラルへの挑戦を通じて，地域の発展に貢献します。
- カーボンニュートラルに資する技術開発を進めます。

2050年カーボンニュートラルへ向けたロードマップ

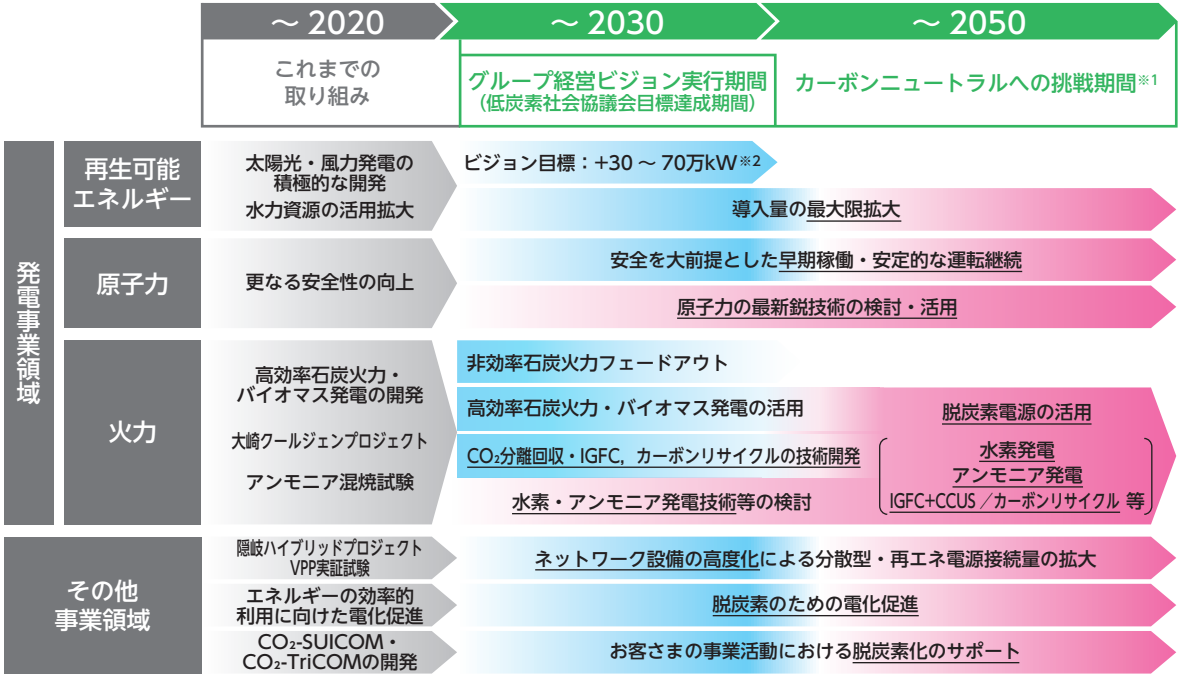

※1　コスト低減や技術開発等の進捗により，実用化可能と判断したものから順次活用していく。
　　また，2050年時点で発電所から排出されるCO_2はカーボンオフセット技術等を活用。

※2　グループ全体として国内外での取り組みにより達成を目指す。

ご参考 ＳＤＧsへの取り組みについて

当社では，2015年９月の国連総会における「持続可能な開発目標（ＳＤＧs）」の採択を受け，2030年度に向けて当社グループとして取り組む４つの重点課題を選定し，これらの課題をグループ経営ビジョン「エネルギアチェンジ2030」に取り込んでおります。

ビジョンの実現に向けた取り組みを通じて，ＥＳＧ投資を重視する株主・投資家のみなさまをはじめ，幅広いステークホルダーのご期待に応えてまいります。



重点課題	選定の考え方
エネルギーの安定供給確保	■エネルギー事業者の不変の使命。 ■ただし，その手段は社会の要請や技術革新等を踏まえて自ら変革していく。
気候変動の緩和	■化石燃料を扱うエネルギー事業者として避けては通れない課題。 ■特に石炭火力については，地球環境問題への貢献に取り組みながら，将来的な必要性を説明していく。
地域社会との協働・共創	■これまで培ってきた地域社会との繋がりや信頼は，当社グループの強み。 ■ビジネスチャンスとして，地域社会の課題に向き合っていく。
あらゆる人々の活躍の推進	■労働人口減少社会で事業を継続していく上で，当社グループにとって喫緊の課題の一つ。 ■「働き手の確保」だけでなく，「一人ひとりの生産性向上」という視点からも取り組む。

ＳＤＧsへの取り組みは，「中国電力グループ統合報告書」の中でもご紹介しております。当社ホームページに掲載しておりますので，ぜひご覧ください。

https://www.energia.co.jp/ir/irzaimu/annual.html　中国電力　統合報告書　検索

(3) 設備投資の状況

①設備投資額

事業区分	金額（億円）
総合エネルギー事業	1,193
送配電事業	644
情報通信事業	75
その他	29
調整額	△36
合計	1,906

②工事中の主な設備（2021年3月31日現在）

発電設備

名称	出力（万kW）	備考
(火力) 三隅発電所2号機	100.0	石炭，木質バイオマス
(原子力) 島根原子力発電所3号機	137.3	

③廃止した主な設備

発電設備

名称	出力（万kW）	備考
(火力) 岩国発電所2号機	35.0	石油
(火力) 岩国発電所3号機	50.0	石油

(4) 資金調達の状況

①社債	発行額	1,250億円	償還額	1,200億円
②借入金	借入額	3,868億円	返済額	3,856億円
③コマーシャル・ペーパー	発行額	3,600億円	償還額	2,700億円

(5) 財産および損益の状況

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度（当年度）
売上高（億円）	13,149	13,769	13,473	13,074
経常利益（億円）	307	126	398	300
親会社株主に帰属する当期純利益（億円）	207	114	900	145
1株当たり当期純利益（円）	60.15	33.25	258.59	40.42
総資産（億円）	31,794	32,616	32,653	33,851

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
総合エネルギー事業	発電事業，電力販売事業，燃料販売事業，熱供給事業
送配電事業	一般送配電事業
情報通信事業	電気通信事業，情報処理事業

(7) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

会社名		資本金(百万円)	議決権の所有割合(%)	主要な事業内容
総合エネルギー事業	株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	4,653	100.0	燃料販売事業，電気事業，電気・熱エネルギー供給事業，電気給湯機等販売・リース業
	Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.	百万豪ドル 60	100.0	エネルギー資源の開発・採掘・加工業
送配電事業	中国電力ネットワーク株式会社	20,000	100.0	一般送配電事業，離島における発電事業
	株式会社電力サポート中国	65	100.0	架空線設計・共架管理・電柱敷地管理・契約異動処理等の受託，電力機材・用品販売事業
情報通信事業	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	6,000	100.0	電気通信事業，情報処理事業
その他	中電プラント株式会社	200	100.0	電力設備工事業
	株式会社エネルギアL&Bパートナーズ	104	100.0	不動産・ビル管理業，リース・保険代理業，温浴事業
	株式会社エネルギア・ビジネスサービス	100	100.0	経理・労務・資材業務等の受託
	中電技術コンサルタント株式会社	100	100.0	建設コンサルタント業
	中電工業株式会社	77	100.0	建築・塗装工事業，不動産賃貸業
	中電環境テクノス株式会社	50	100.0	発電所諸装置運転・管理業
	中国計器工業株式会社	30	100.0	電力量計修理業，電気工事・電気通信工事業
	株式会社アドプレックス	30	99.8	印刷・広告業
	テンパール工業株式会社	150	57.6	電気機械器具製造業
	中国高圧コンクリート工業株式会社	150	50.1	コンクリート製品製造・販売事業，土木・基礎工事業，石炭灰有効活用事業

(注) 1．議決権の所有割合には，間接所有分を含んでおります。
2．当社は，2020年4月1日付で吸収分割により中国電力ネットワーク株式会社に一般送配電事業等を承継させました。

当社の連結子会社は上記の会社を含め20社，持分法適用会社は18社であります。

(8) 主要な事業所（2021年３月31日現在）

①当社の主要な事業所

a．本店（広島県広島市）

b．支社 鳥取（鳥取県鳥取市），島根（島根県松江市），岡山（岡山県岡山市），山口（山口県山口市），東京（東京都千代田区）

c．主要な発電所

区　　分	発　電　所　名（所在県名）
水　力 （出力３万kW以上）	俣野川（鳥取県），潮（島根県），新成羽川（岡山県），可部，南原，滝山川（以上広島県）
火　力 （出力20万kW以上）	三隅（島根県），水島，玉島（以上岡山県），大崎（広島県），柳井，下松，新小野田，下関（以上山口県）
原子力	島根原子力（島根県）
太陽光	福山太陽光（広島県），宇部太陽光（山口県）

②重要な子会社の主要な事業所

会　　社　　名		本　店　所　在　地
総　合 エネルギー 事　業	株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス	広島県広島市
	Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.	オーストラリア
送　配　電 事　業	中国電力ネットワーク株式会社	広島県広島市
	株式会社電力サポート中国	
情報通信 事　業	株式会社エネルギア・コミュニケーションズ	広島県広島市
その他	中電プラント株式会社	広島県広島市
	株式会社エネルギアＬ＆Ｂパートナーズ	
	株式会社エネルギア・ビジネスサービス	
	中電技術コンサルタント株式会社	
	中電工業株式会社	
	中電環境テクノス株式会社	
	中国計器工業株式会社	広島県安芸郡府中町
	株式会社アドプレックス	広島県広島市
	テンパール工業株式会社	
	中国高圧コンクリート工業株式会社	

(9) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

事業区分	従業員数（名）
総合エネルギー事業	3,878
送配電事業	4,943
情報通信事業	966
その他	3,263
合計	13,050

（注）従業員数は，就業人員数を記載しております。

(10) 主要な借入先（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高（億円）
株式会社日本政策投資銀行	3,351
株式会社みずほ銀行	1,125
三井住友信託銀行株式会社	1,025
株式会社広島銀行	739
株式会社山口銀行	723

(11) その他中国電力グループの現況に関する重要な事項

当社は，本年４月，「特別高圧電力および高圧電力の供給について，共同して，中部地区，関西地区または中国地区における顧客の獲得を制限している疑いがある」として，公正取引委員会の立入検査を受けました。

当社としては，公正取引委員会の調査に適切に対応してまいります。

2．当社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　10億株

（2）発行済株式の総数　3億8,715万4,692株

（3）株主数　10万8,956名

（4）大株主

株　主　名	持株数（千株）	持株比率（%）
山口県	34,005	9.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	31,910	8.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,590	4.6
日本生命保険相互会社	14,818	4.1
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	7,643	2.1
中国電力株式投資会	6,905	1.9
株式会社広島銀行	5,842	1.6
ＪＰモルガン証券株式会社	4,924	1.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	4,423	1.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口６）	3,921	1.1

（注）持株比率は，発行済株式の総数から自己株式2,661万9,833株を控除して計算しております。

3．当社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年３月31日現在）

氏　名	地　位	担当，重要な兼職の状況等
苅田　知英	代表取締役会長	一般社団法人中国経済連合会会長
清水　希茂	代表取締役社長執行役員	
芦谷　茂	代表取締役副社長執行役員	電源事業本部長，情報通信部門長
重藤　隆文	代表取締役副社長執行役員	人材育成担当，調達本部長，原子力強化プロジェクト長，株式会社中電工社外監査役
瀧本　夏彦	代表取締役副社長執行役員	販売事業本部長
山下　正洋	取締役常務執行役員	電源事業本部副本部長，上関原子力立地プロジェクト長，管財部門長
北野　立夫	取締役常務執行役員	電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長
高場　敏雄	取締役常務執行役員	人材活性化部門長
古瀬　誠	社外取締役	
田村　典正	取締役監査等委員(常勤)	
内山田　邦夫	社外取締役監査等委員	
野曽原　悦子	社外取締役監査等委員	弁護士
小谷　典子	社外取締役監査等委員	

（注）１．当年度中の取締役の異動(2020年６月25日異動)

⑴　第96回定時株主総会において，北野立夫，高場敏雄，古瀬誠，田村典正，小谷典子の５名は，それぞれ取締役に新たに選任され就任いたしました。

⑵　芦谷茂，重藤隆文，瀧本夏彦の３名は，それぞれ代表取締役副社長執行役員に就任いたしました。

⑶　代表取締役副社長執行役員小川司徳・平野正樹，取締役常務執行役員岩崎昭正，取締役（監査等委員）畝川寛，社外取締役（監査等委員）田村浩章の５名は，任期満了によりそれぞれ取締役を退任いたしました。

２．社外取締役古瀬誠・内山田邦夫・野曽原悦子・小谷典子の４名につきましては，株式会社東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。

３．常勤の監査等委員を選定している理由は，社内事情に精通した者による重要な会議への出席，業務執行部門からの日常的な情報収集，内部監査部門等との緊密な連携により，監査の実効性を確保するためであります。

４．取締役（監査等委員）田村典正は，長年にわたり当社経理部門に在籍し，財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5．取締役を兼務しない役付執行役員は，次のとおりであります。

氏　　名	地　　位	担　　当
林　　司	常務執行役員	電源事業本部副本部長 兼．電源事業本部（総括）部長 兼．原子力強化プロジェクト担当部長
岡田誠之	常務執行役員	コンプライアンス推進部門長，内部監査部門長
船木　徹	常務執行役員	経営企画部門長
味能弘之	常務執行役員	エネルギア総合研究所長
岡部恵二	常務執行役員	岡山支社長
長谷川千晃	常務執行役員	電源事業本部島根原子力本部副本部長
山田恭平	常務執行役員	電源事業本部副本部長 兼．電源事業本部（電源土木）部長 兼．上関原子力立地プロジェクト（土木）部長
皆本恭介	常務執行役員	地域共創本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は，非業務執行取締役である古瀬誠，田村典正，内山田邦夫，野曽原悦子，小谷典子との間に，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は，取締役，執行役員およびその他会社法上の重要な使用人を被保険者として，会社法第430条の３第１項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により，被保険者が当社の取締役等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して，被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより，被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。ただし，被保険者の犯罪行為や，法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより，取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬決定に関する方針・手続

当社は，報酬委員会への諮問を経て，取締役会において，取締役の報酬決定に関する方針・手続を定めており，その内容は次のとおりであります。

a．方針

取締役の報酬は，以下の方針により決定する。

(a) 基本方針

・　株主総会において承認された総額の範囲内で，経済や社会の情勢を踏まえた適切な水準とする。

・　株主からの付託に応え持続的な成長を可能とするべく，短期的な業績に加え，中長期的な業績も考慮する。

・　取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬は，金銭報酬である基本報酬および業績連動報酬により構成し，社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は，その職責に鑑み，基本報酬のみとする。

・　取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬と業績連動報酬との報酬割合については，当社の経営環境・事業環境等を踏まえ，当社と類似する業種・業態に属する企業の動向等を参考に設定する。

(b) 基本報酬

・　基本報酬として，固定報酬である月額報酬を支給する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬は，当社の経営環境や業績の状況を踏まえ，各人の役割・責任・前年度の業績に応じて配分する。

(c) 業績連動報酬

・　会社業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため，業績連動報酬として，当社の経営環境および連結経常利益等を踏まえ，毎年一定の時期に賞与を支給することができる。賞与は各人の業績に応じて配分する。

(d) 取締役の個人別報酬額の決定

・　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額および賞与の額の決定は，取締役会決議に基づき会長に委任する。取締役会は，当該決定権限が会長によって適切に行使されるよう，取締役の報酬水準等について報酬委員会に諮問することとし，上記の委任を受けた会長は，報酬委員会の議事の結果を尊重し決定しなければならないこととする。

b．手続

・　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する事項は，社外取締役を構成員に含む報酬委員会に諮問したうえで取締役会において決定する。

・　監査等委員である取締役の報酬に関する事項は，監査等委員会において決定する。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等についての株主総会の決議年月日は2016年６月28日であり，当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名，監査等委員である取締役の員数は４名（うち，社外取締役は３名）であります。当該決議の内容の概要は，次のとおりであります。

ａ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）

月額報酬　　月額4,500万円以内

賞　　与　　取締役の業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため，月額報酬とは別に，年額１億2,000万円以内で取締役（監査等委員である取締役を除く。）に賞与を支給できることとし，その範囲内で，会社業績に応じた具体的金額を取締役会で決定する。

ｂ．監査等委員である取締役

月額報酬　　月額1,000万円以内

③取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額の決定は，取締役会決議に基づき代表取締役会長苅田知英に委任しております。この権限を委任した理由は，取締役による業務執行の監督を総括する役割を担う代表取締役会長が最も適しているからであります。取締役会は，この権限が適切に行使されるよう，取締役の報酬水準等について報酬委員会に諮問し，上記の委任を受けた当該取締役は，報酬委員会の議事の結果を尊重し委任された内容を決定しております。

取締役会は，当該手続を経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額が決定されていることから，その内容が取締役の報酬決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる取締役の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	373 (9)	373 (9)	0 (−)	12 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	72 (36)	72 (36)	− (−)	6 (4)

（注）１．会社業績に対する責任の明確化と業績向上のインセンティブ付与のため，業績連動報酬は，連結経常利益等の目標達成度および個人考課に応じて，０％～100％の範囲で決定いたします。

２．当年度における業績連動報酬については，当社の経営環境や業績を勘案し，連結経常利益等の業績指標によらず，報酬委員会の議事の結果も踏まえ，取締役会決議に基づき不支給としております。

３．対象となる取締役の員数には，2020年６月25日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役５名を含んでおります。

(5) 社外取締役の主な活動状況

氏　名	地　位	出席回数/開催回数（出　席　率）		取締役会等における発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査等委員会	
古　瀬　誠	取　締　役	9回/10回 (90%)	—	取締役会において，経験豊富な経営者の観点などから必要な発言を適宜行っております。また，報酬委員会の委員として，取締役の報酬に関する審議において，客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。
内山田　邦　夫	取　締　役 監査等委員	12回/12回 (100%)	17回/17回 (100%)	取締役会および監査等委員会において，リスク管理に関する専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。また，指名委員会および報酬委員会の委員として，取締役の指名・報酬に関する審議において，客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。
野曽原　悦　子	取　締　役 監査等委員	12回/12回 (100%)	17回/17回 (100%)	取締役会および監査等委員会において，弁護士としての専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。また，指名委員会および報酬委員会の委員として，取締役の指名・報酬に関する審議において，客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。
小　谷　典　子	取　締　役 監査等委員	10回/10回 (100%)	13回/13回 (100%)	取締役会および監査等委員会において，社会学に関する専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。また，報酬委員会の委員として，取締役の報酬に関する審議において，客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。

4．当社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬等の額（百万円）
①当年度に係る会計監査人としての報酬等の額	75
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	121

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において，会社法に基づく監査報酬額と，金融商品取引法に基づく監査報酬額等とを区分しておらず，実質的にも区分できないため，①の金額には，これらの合計額を記載しております。
また，②の金額のうち，確定していないものは，概算値によっております。

2．監査等委員会は，社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け，監査計画の内容，監査の実施状況および報酬見積りの算定根拠（監査日数，報酬単価）を確認し，審議した結果，これらについて適切であると判断したため，会計監査人の報酬等につきまして同意をしております。

3．当社の重要な子会社のうちChugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd.は，当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社の子会社である株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービスは，会計監査人に対して，公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく手続業務を委託し，その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は，会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由のいずれかに該当すると認められる場合，会計監査人を解任いたします。

また，会計監査人の適格性，独立性等を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合，または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には，監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	**3,088,915**	**固定負債**	**2,047,993**
電気事業固定資産	**1,295,033**	社債	846,413
水力発電設備	101,244	長期借入金	1,023,944
汽力発電設備	164,153	退職給付に係る負債	64,102
原子力発電設備	98,084	資産除去債務	96,018
送電設備	295,708	繰延税金負債	65
変電設備	154,803	その他の固定負債	17,450
配電設備	374,036	**流動負債**	**676,029**
業務設備	88,114	1年以内に期限到来の固定負債	241,914
休止設備	13,655	短期借入金	67,195
その他の電気事業固定資産	5,232	コマーシャル・ペーパー	90,000
その他の固定資産	**115,532**	支払手形及び買掛金	68,696
固定資産仮勘定	**1,124,461**	未払税金	20,975
建設仮勘定及び除却仮勘定	1,105,524	災害復旧費用引当金	27
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	18,936	その他の流動負債	187,219
核燃料	**137,436**	**引当金**	**801**
装荷核燃料及び加工中等核燃料	137,436	渇水準備引当金	801
投資その他の資産	**416,452**	**負債合計**	**2,724,823**
長期投資	149,939		
退職給付に係る資産	62,206	**株主資本**	**638,646**
繰延税金資産	56,148	**資本金**	**197,024**
その他の投資等	156,629	**資本剰余金**	**28,545**
貸倒引当金(貸方)	△ 8,470	**利益剰余金**	**451,942**
		自己株式	**△ 38,866**
流動資産	**296,254**	**その他の包括利益累計額**	**18,548**
現金及び預金	59,885	**その他有価証券評価差額金**	**10,312**
受取手形及び売掛金	136,763	**繰延ヘッジ損益**	**2,771**
たな卸資産	53,841	**為替換算調整勘定**	**△ 3,589**
その他の流動資産	49,230	**退職給付に係る調整累計額**	**9,054**
貸倒引当金(貸方)	△ 3,465	**非支配株主持分**	**3,151**
		純資産合計	**660,346**
合計	**3,385,169**	**合計**	**3,385,169**

連結損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	**1,273,215**	**営業収益**	**1,307,498**
電気事業営業費用	1,133,303	電気事業営業収益	1,161,494
その他事業営業費用	139,911	その他事業営業収益	146,004
営業利益	(34,283)		
営業外費用	**17,740**	**営業外収益**	**13,548**
支払利息	10,645	受取配当金	1,318
その他の営業外費用	7,094	受取利息	50
		持分法による投資利益	3,654
		その他の営業外収益	8,525
当期経常費用合計	**1,290,955**	**当期経常収益合計**	**1,321,047**
当期経常利益	**30,092**		
渇水準備金引当又は取崩し	**15**		
渇水準備金引当	15		
特別損失	**11,448**		
貸倒引当金繰入額	11,448		
税金等調整前当期純利益	**18,628**		
法人税等	**4,105**		
法人税等	6,726		
法人税等調整額	△ 2,620		
当期純利益	**14,522**		
非支配株主に帰属する当期純損失	**42**		
親会社株主に帰属する当期純利益	**14,564**		

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
固定資産	**2,854,077**	**固定負債**	**2,005,598**
電気事業固定資産	**447,492**	社債	846,413
水力発電設備	102,362	長期借入金	1,018,250
汽力発電設備	165,488	長期未払債務	672
原子力発電設備	99,225	関係会社長期債務	5,159
新エネルギー等発電設備	1,758	退職給付引当金	30,469
業務設備	65,001	資産除去債務	94,873
休止設備	13,655	雑固定負債	9,760
附帯事業固定資産	**38**		
事業外固定資産	**2,309**	**流動負債**	**614,410**
固定資産仮勘定	**1,093,958**	1年以内に期限到来の固定負債	239,676
建設仮勘定	1,074,250	短期借入金	67,145
除却仮勘定	771	コマーシャル・ペーパー	90,000
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	18,936	買掛金	74,644
核燃料	**137,436**	未払金	29,886
装荷核燃料	7,034	未払費用	50,492
加工中等核燃料	130,401	未払税金	1,451
投資その他の資産	**1,172,841**	預り金	409
長期投資	125,775	関係会社短期債務	59,879
関係会社長期投資	949,456	諸前受金	781
長期前払費用	28,370	災害復旧費用引当金	4
前払年金費用	28,763	雑流動負債	39
繰延税金資産	40,513		
貸倒引当金(貸方)	△ 37	**引当金**	**801**
		渇水準備引当金	801
流動資産	**240,911**		
現金及び預金	54,189	**負債合計**	**2,620,810**
売掛金	100,964		
諸未収入金	8,924	**株主資本**	**467,946**
貯蔵品	34,122	**資本金**	**197,024**
前払金	6	**資本剰余金**	**28,223**
前払費用	3,641	資本準備金	28,173
関係会社短期債権	34,109	その他資本剰余金	50
雑流動資産	5,139	**利益剰余金**	**281,170**
貸倒引当金(貸方)	△ 186	利益準備金	46,381
		その他利益剰余金	234,788
		海外投資等損失準備金	2
		特定災害防止準備金	67
		別途積立金	228,500
		繰越利益剰余金	6,218
		自己株式	△ **38,472**
		評価・換算差額等	**6,232**
		その他有価証券評価差額金	6,051
		繰延ヘッジ損益	180
		純資産合計	**474,178**
合計	**3,094,988**	**合計**	**3,094,988**

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	**1,160,465**	**営業収益**	**1,147,753**
電気事業営業費用	1,136,677	電気事業営業収益	1,122,947
水力発電費	19,364	電灯料	372,208
汽力発電費	213,310	電力料	434,161
原子力発電費	50,118	他社販売電力料	112,290
新エネルギー等発電費	229	使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分	1,509
他社購入電力料	389,027	賠償負担金相当収益	848
販売費	17,359	廃炉円滑化負担金相当収益	430
休止設備費	1,773	再エネ特措法交付金	180,285
一般管理費	57,418	電気事業雑収益	21,213
接続供給託送料	268,243		
再エネ特措法納付金	116,399		
事業税	4,149		
電力費振替勘定（貸方）	△ 717		
附帯事業営業費用	23,788	附帯事業営業収益	24,806
LNG供給事業営業費用	19,711	LNG供給事業営業収益	20,523
石炭販売事業営業費用	4,076	石炭販売事業営業収益	4,282
営業損失	(12,711)		
営業外費用	**15,621**	**営業外収益**	**17,364**
財務費用	10,949	財務収益	11,308
支払利息	10,445	受取配当金	6,009
社債発行費	503	受取利息	5,298
事業外費用	4,672	事業外収益	6,056
固定資産売却損	64	固定資産売却益	91
雑損失	4,608	雑収益	5,964
当期経常費用合計	**1,176,087**	**当期経常収益合計**	**1,165,118**
当期経常損失	**10,968**		
渇水準備金引当又は取崩し	**15**		
渇水準備金引当	15		
税引前当期純損失	**10,984**		
法人税等	**△ 5,683**		
法人税等	△ 8,189		
法人税等調整額	2,506		
当期純損失	**5,300**		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

中国電力株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　尾　﨑　更　三　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鬼　頭　潤　子　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　田　真　也　㊞

監査意見
　当監査法人は，会社法第444条第４項の規定に基づき，中国電力株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類，すなわち，連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は，上記の連結計算書類が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，中国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を，全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は，「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は，我が国における職業倫理に関する規定に従って，会社及び連結子会社から独立しており，また，監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり，経営者は，継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は，財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は，監査人が実施した監査に基づいて，全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て，監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は，不正又は誤謬により発生する可能性があり，個別に又は集計すると，連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に，重要性があると判断される。

監査人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って，監査の過程を通じて，職業的専門家としての判断を行い，職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し，評価する。また，重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し，実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，監査人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性，並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか，また，入手した監査証拠に基づき，継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は，監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること，又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は，連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は，監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが，将来の事象や状況により，企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに，関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示，構成及び内容，並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために，会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は，連結計算書類の監査に関する指示，監督及び実施に関して責任がある。

監査人は，単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は，監査等委員会に対して，計画した監査の範囲とその実施時期，監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項，及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は，監査等委員会に対して，独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと，並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項，及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月17日

中国電力株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　尾　﨑　更　三　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鬼　頭　潤　子　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　福　田　真　也　㊞

監査意見
　当監査法人は，会社法第436条第２項第１号の規定に基づき，中国電力株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの2020年度の計算書類，すなわち，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は，上記の計算書類等が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して，当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を，全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は，「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は，我が国における職業倫理に関する規定に従って，会社から独立しており，また，監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには，不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり，経営者は，継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は，財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は，監査人が実施した監査に基づいて，全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て，監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は，不正又は誤謬により発生する可能性があり，個別に又は集計すると，計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に，重要性があると判断される。

監査人は，我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って，監査の過程を通じて，職業的専門家としての判断を行い，職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し，評価する。また，重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し，実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに，意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は，内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが，監査人は，リスク評価の実施に際して，状況に応じた適切な監査手続を立案するために，監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性，並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか，また，入手した監査証拠に基づき，継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は，監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること，又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は，計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は，監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが，将来の事象や状況により，企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が，我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに，関連する注記事項を含めた計算書類等の表示，構成及び内容，並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は，監査等委員会に対して，計画した監査の範囲とその実施時期，監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項，及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は，監査等委員会に対して，独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと，並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項，及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には，公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は，2020年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）における取締役の職務の執行について，監査いたしました。その方法および結果につき，以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

監査等委員会は，会社法第399条の13第１項第１号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について，取締役，執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け，必要に応じて説明を求めるとともに，下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針，職務の分担等に従い，会社の内部監査部門およびその他関係部門と連携の上，重要な会議に出席し，取締役，執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け，必要に応じて説明を求め，重要な決裁書類等を閲覧し，本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また，子会社については，子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り，必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。また，会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け，必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき，当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書，連結計算書類（連結貸借対照表，連結損益計算書，連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は，法令および定款に従い，会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また，当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても，指摘すべき事項は認められません。

⑵　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

なお，事業報告に記載の公正取引委員会から立入検査を受けた件につきましては，監査等委員会として今後の推移を十分注視するとともに，引き続き当社における対応について確認してまいります。

2021年５月18日

中国電力株式会社　監査等委員会

監査等委員（常勤）	田　村　典　正 ㊞
監査等委員	内山田　邦　夫 ㊞
監査等委員	野曽原　悦　子 ㊞
監査等委員	小　谷　典　子 ㊞

（注）　監査等委員内山田邦夫，野曽原悦子および小谷典子は，会社法第２条第15号および第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

＜会社提案（第１号議案から第２号議案まで）＞

第１号議案から第２号議案までは，会社提案によるものであります。

第１号議案 剰余金の処分の件

当社は，株主のみなさまに対する利益配分にあたっては，安定配当を基本とし，単年度の業績だけでなく，中長期的な観点から総合的に勘案して，１株につき50円の配当を実施しております。

当年度の連結業績は減益となりましたが，上記の基本方針に基づき，期末配当については，１株につき25円としたいと存じます。これにより，当年度における配当金は，昨年11月にお支払いしました中間配当とあわせて１株につき50円となります。

また，個別業績が当期純損失となったことに伴い，これに配当所要額を含めた期間収支不足に充当するため，別途積立金の一部を取り崩したいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴ 配当財産の種類
金銭

⑵ 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社株式１株につき金25円　総額9,013,371,475円

⑶ 期末配当が効力を生じる日
2021年６月28日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴ 増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金　　23,500,000,000円

⑵ 減少する剰余金の項目およびその額
別途積立金　　23,500,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役全員（９名）は，本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては，当社の経営環境，事業の状況等および各人の人物・能力・識見・業績等のバランスを総合的に勘案し，監査等委員である取締役を除く取締役８名の選任をお願いするものであります。

なお，監査等委員会から，本議案については，監査等委員３名を含む４名の社外取締役が構成員の過半数を占める指名委員会での審議を経て，取締役会において適切に決定されており，特段の指摘事項はないとの意見を得ております。

監査等委員である取締役を除く取締役候補者は，次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		性別	現在の地位
1	苅田　知英（かりた　ともひで）	再任	男性	代表取締役会長
2	清水　希茂（しみず　まれしげ）	再任	男性	代表取締役社長執行役員
3	芦谷　茂（あしたに　しげる）	再任	男性	代表取締役副社長執行役員
4	重藤　隆文（しげとう　たかふみ）	再任	男性	代表取締役副社長執行役員
5	瀧本　夏彦（たきもと　なつひこ）	再任	男性	代表取締役副社長執行役員
6	北野　立夫（きたの　たつお）	再任	男性	取締役常務執行役員
7	高場　敏雄（たかば　としお）	再任	男性	取締役常務執行役員
8	古瀬　誠（ふるせ　まこと）	再任　社外　独立	男性	社外取締役

社外　社外取締役候補者　　独立　独立役員候補者

候補者番号 1

苅田 知英（かりた ともひで）

（1948年8月17日生）

再任

所有する当社株式の数
40,625株



［略歴および地位・担当］

1972年 4 月　当社入社
2005年 6 月　当社取締役経営企画部門（経営計画）部長
2006年 6 月　当社常務取締役経営企画部門長
2007年 2 月　当社常務取締役経営企画部門長，企業再生プロジェクト長
2008年 2 月　当社常務取締役経営企画部門長
2008年 6 月　当社常務取締役グループ経営推進部門長
2010年 6 月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長，原子力強化プロジェクト長
2011年 6 月　当社取締役社長上関原子力立地プロジェクト長
2013年 6 月　当社取締役社長
2016年 4 月　当社取締役会長
2016年 6 月　当社代表取締役会長　（現在に至る）

［重要な兼職の状況］

一般社団法人中国経済連合会会長

［取締役候補者とした理由］

取締役会議長として，当社の経営方針・計画の決定に主導的役割を担っております。経験に裏付けられた的確な観点から業務執行の監督を総括しており，当社のガバナンス向上とともに，更なる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。

候補者番号 2

清水 希茂（しみず まれしげ）

（1952年２月19日生）

再任

所有する当社株式の数
40,500株



［略歴および地位・担当］

1974年４月　当社入社
2009年６月　当社常務取締役電源事業本部副本部長，電源事業本部島根原子力本部長
2011年６月　当社取締役副社長コンプライアンス推進部門長，エネルギア総合研究所長
2012年６月　当社取締役副社長人材育成担当，考査部門長，原子力強化プロジェクト長
2013年６月　当社取締役副社長電源事業本部長
2016年４月　当社取締役社長
2016年６月　当社代表取締役社長執行役員　（現在に至る）

［取締役候補者とした理由］

経営全般に関する豊富な知見に加え，柔軟な発想を活かし，社長執行役員として業務執行を統括しております。海外事業など収益力の強化に向けた取り組みを着実に進めており，強いリーダーシップのもとで経営のかじ取りが期待できることから候補者としております。

候補者番号 3

芦谷 茂（あしたに しげる）

（1956年４月７日生）

再任

所有する当社株式の数
16,800株



［略歴および地位・担当］

1979年４月　当社入社
2016年６月　当社常務執行役員電源事業本部副本部長
2017年６月　当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長
2018年６月　当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長，国際事業部門長
2020年６月　当社代表取締役副社長執行役員電源事業本部長，情報通信部門長　（現在に至る）

［取締役候補者とした理由］

海外事業における収益の拡大，事業体制の強化等への取り組みに加え，当社の特徴を踏まえた電源の競争力強化に手腕を発揮しております。前向きな姿勢で組織力を向上させることに長けており，更なる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。

候補者番号 4

重藤 隆文（しげとう たかふみ）

(1957年３月23日生)

再任

所有する当社株式の数
22,100株



［略歴および地位・担当］

1979年４月　当社入社
2016年６月　当社常務執行役員コンプライアンス推進部門長，管財部門長
2017年６月　当社取締役常務執行役員コンプライアンス推進部門長，管財部門長
2017年10月　当社取締役常務執行役員コンプライアンス推進部門長，考査部門長，管財部門長
2019年６月　当社取締役常務執行役員地域共創本部長
2020年６月　当社代表取締役副社長執行役員人材育成担当，調達本部長，原子力強化プロジェクト長　（現在に至る）

［重要な兼職の状況］

株式会社中電工社外監査役

［取締役候補者とした理由］

地域からの信頼獲得や地域貢献に尽力するほか，誠実かつ緻密な業務運営により，効率的な資金・資機材の調達，原子力安全文化の醸成において中核的役割を担っております。その実績と豊富な知見を活かし，更なる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。

候補者番号 5

瀧本 夏彦（たきもと なつひこ）

(1957年６月６日生)

再任

所有する当社株式の数
11,500株



［略歴および地位・担当］

1981年４月　当社入社
2012年６月　当社執行役員経営企画部門（経営計画）部長
2017年６月　当社常務執行役員経営企画部門長
2018年６月　当社取締役常務執行役員経営企画部門長
2019年６月　当社取締役常務執行役員販売事業本部長
2020年６月　当社代表取締役副社長執行役員販売事業本部長　（現在に至る）

［取締役候補者とした理由］

電力・ガス需要の新規獲得，電力販売に係る新サービスの開発等に取り組んでおります。販売・経営企画部門における豊富な業務経験のもとで培われた，多面的かつ即応性の高い思考・分析能力を活かして，更なる企業価値向上への貢献が期待できることから候補者としております。

候補者番号 6

北野 立夫（きたの たつお）

（1958年2月5日生）

再任

所有する当社株式の数
15,600株



［略歴および地位・担当］

1983年 4 月　当社入社
2014年 6 月　当社執行役員電源事業本部島根原子力本部島根原子力発電所長
　　兼．電源事業本部島根原子力本部島根原子力建設所長
2017年 6 月　当社常務執行役員電源事業本部副本部長
　　兼．電源事業本部（原子力管理）部長
2020年 6 月　当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長，
　　電源事業本部島根原子力本部長　（現在に至る）

［取締役候補者とした理由］

原子力分野において豊富な経験と知見を有しており，原子力発電所の再稼働に向けた管理の統括や理解活動等に成果をあげております。冷静かつ強い実行力のもと，適切な業務運営が期待できることから候補者としております。

候補者番号 7

高場 敏雄（たかば としお）

（1957年5月6日生）

再任

所有する当社株式の数
8,400株



［略歴および地位・担当］

1981年 4 月　当社入社
2015年 6 月　当社執行役員コンプライアンス推進部門（コンプライアンス）部長
2018年 6 月　当社常務執行役員人材活性化部門長
2020年 6 月　当社取締役常務執行役員人材活性化部門長　（現在に至る）

［取締役候補者とした理由］

人事労務部門での豊富な業務経験を活かし，労働生産性の向上や人材育成の分野で成果をあげております。きめの細かい業務運営や調整能力を活かした的確な業務運営が期待できることから候補者としております。

候補者番号 8

古瀬（ふるせ） 誠（まこと）

（1946年８月６日生）

再任　社外　独立

所有する当社株式の数 500株



［ 略歴および地位・担当 ］

2007年 6 月	株式会社山陰合同銀行代表取締役頭取	
2010年 5 月	社団法人島根県経営者協会会長	（2015年 5月退任）
2010年11月	松江商工会議所会頭	（2019年10月退任）
2010年11月	島根県商工会議所連合会会頭	（2019年10月退任）
2011年 6 月	株式会社山陰合同銀行代表取締役会長	
2015年 6 月	株式会社山陰合同銀行特別顧問	（2020年 6月退任）
2020年 6 月	当社社外取締役	（現在に至る）

［ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 ］

株式会社山陰合同銀行をはじめとする社外での経営に関する幅広い知識・経験を有しており，企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かすことが期待できることから候補者としております。また，指名委員会および報酬委員会の委員として，取締役の指名・報酬に関する審議において，客観的で公正・中立な立場から関与いただく予定です。

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．社外取締役候補者に関する事項

⑴　古瀬誠氏は，社外取締役候補者であります。

⑵　古瀬誠氏は，現在，当社の社外取締役であり，社外取締役としての在任期間は，本総会終結の時をもって１年であります。

⑶　古瀬誠氏については，株式会社東京証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。

⑷　古瀬誠氏は，株式会社山陰合同銀行の出身であります（2015年６月24日付で代表取締役会長を退任）。当社と株式会社山陰合同銀行との間には資金借入の取引関係がありますが，2021年３月末時点において，その借入残高は，当社の連結総資産および株式会社山陰合同銀行の連結総資産のそれぞれ１％未満であります。

⑸　その他特記すべき事項はありません。

３．当社は，古瀬誠氏との間で，会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としております。

本総会において古瀬誠氏の選任が承認可決され，同氏が取締役に就任した場合，当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

４．当社は，取締役等を被保険者として，会社法第430条の３第１項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により，被保険者が当社の取締役等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して，被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより，被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。

本総会において各候補者の選任が承認可決され，各候補者が取締役に就任した場合，当該保険契約の被保険者となり，任期途中に上記内容で当該保険契約を更新する予定であります。

【参考】選任後の取締役会構成

第２号議案が原案のとおりに承認可決された場合，取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

氏　名	性別	地　位
苅田知英（かりたともひで） 再任	男性	代表取締役会長
清水希茂（しみずまれしげ） 再任	男性	代表取締役社長執行役員
芦谷茂（あしたにしげる） 再任	男性	代表取締役副社長執行役員
重藤隆文（しげとうたかふみ） 再任	男性	代表取締役副社長執行役員
瀧本夏彦（たきもとなつひこ） 再任	男性	代表取締役副社長執行役員
北野立夫（きたのたつお） 再任	男性	取締役常務執行役員
高場敏雄（たかばとしお） 再任	男性	取締役常務執行役員
古瀬誠（ふるせまこと） 再任 社外 独立	男性	社外取締役
田村典正（たむらのりまさ） 現任	男性	取締役（監査等委員〔常勤〕）
内山田邦夫（うちやまだくにお） 現任 社外 独立	男性	社外取締役（監査等委員）
野曽原悦子（のそはらえつこ） 現任 社外 独立	女性	社外取締役（監査等委員）
小谷典子（おたにのりこ） 現任 社外 独立	女性	社外取締役（監査等委員）

社外　社外取締役　　独立　独立役員

＜株主提案（第３号議案から第９号議案まで）＞

第３号議案から第９号議案までは，株主（77名）からのご提案によるものであります。
なお，提案株主の議決権の数は，842個であります。

第３号議案 定款一部変更の件（１）

原子力発電所の運転期間

▼提案の内容

定款に，「第８章　原子力発電所の運転期間」の章を追加する。

第８章　原子力発電所の運転期間

第４２条　原子力発電所の運転期間を４０年とする。

▼提案の理由

原発の運転期間を原則４０年とする「４０年ルール」。東京電力福島第一原発事故をきっかけに，老朽化した原発を運転させないために導入されました。

その理由は原子炉圧力容器や格納容器，ケーブルなどが，長年に亘って使われることにより金属の腐食，劣化，摩耗が進み，事故につながるリスクが高まることにあります。また放射線を浴び続ける結果として，「金属疲労」を発生させることも指摘されています。

法律は事業者が特別な点検を実施し，原子力規制委員会への申請を行い許可を得たのち，関係自治体の同意を得れば，１回に限り最大２０年延長することを認めてはいます。

福島第一原発事故後，運転期間が４０年近い原発は「老朽原発」と呼ばれ，相次いで廃炉することになりました。しかし一方では，安易に４０年越え原発の「再稼働」を企てる原発事業者の動きも顕著になっています。延長という例外規定を運転継続の理由にすげかえるのは本末転倒です。

取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

原子力発電は，安定供給，経済性，環境への適合の観点から重要な役割を担うベースロード電源であり，また，確立した脱炭素技術としても，一定比率を維持していく必要があると考えております。当社は，更なる安全性を不断に追求し，地域のみなさまのご理解をいただきながら，引き続き原子力発電所を活用してまいります。

原子力発電所の運転期間の延長については，新規制基準への対応状況や需要動向を踏まえた供給力確保など，様々な観点から検討する必要があります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第４号議案　定款一部変更の件（２）

島根原子力発電所の再稼働禁止と廃炉

▼提案の内容

定款に，「第９章　島根原子力発電所の再稼働禁止と廃炉」の章を追加する。

第９章　島根原子力発電所の再稼働禁止と廃炉

第４３条　島根原子力発電所２号機の「再稼働」を行わない。

第４４条　島根原子力発電所は廃炉とする。

第４５条　建設中の島根３号機は運転をしないで，見学用，研究用に転用する。

▼提案の理由

福島第一原発事故によって原発の「安全神話」が崩壊し，万が一事故が起きた際の拡大防止のための新たな規制基準が作られました。当社はその基準に適合するために様々な対策を行っています。

しかし，新規制基準の審査を実施している原子力規制委員会は，「原発の安全性について審査を行っているものではない」と説明しています。どのような対策をとっても，事故が起きるリスクを抱えたままであることは明白です。

また，地震などの自然災害については，起こり得る災害規模を過小評価すれば，対策は意味をなさなくなってしまいます。

島根原発２号機は，運転期間４０年に至ってはいないものの，すでに老朽原発です。原子力規制委員会によって，なんら「安全」が保障されていないことから再稼働を行わず，廃炉とします。

同様に，島根原発３号機についても核燃料の装荷は行わず，運転しないで提案のような実機による教育用施設として活用します。

取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

原子力発電は，安定供給，経済性，環境への適合の観点から重要な役割を担うベースロード電源であり，また，確立した脱炭素技術としても，将来にわたって一定比率を維持していく必要があると考えております。

当社は，福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ，「事故は起きない」ではなく「事故は起こり得る」という前提に立ち，安全確保に向けた対策の多重性や多様性を考慮しながら，島根原子力発電所の安全対策に取り組んでおります。

今後も，「安全性向上への取り組みに終わりはない」との考えのもと，原子力規制委員会が定めた新規制基準を満たすだけでなく，更なる安全性を不断に追求し，地域のみなさまのご理解をいただきながら，島根２号機・３号機の早期の再稼働・運転開始に向けて引き続き取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第５号議案　定款一部変更の件（３）

原子力発電所から周辺６０ｋｍ圏内自治体との安全協定の締結

▼提案の内容

定款に，「第１０章　原子力発電所から周辺６０ｋｍ圏内自治体との安全協定の締結」の章を追加する。

第１０章　原子力発電所から周辺６０ｋｍ圏内自治体との安全協定の締結

第４６条　原子力発電所から６０ｋｍの圏内の自治体との安全協定を結ぶ。

第４７条　原発事故時における避難範囲を原子力発電所から６０ｋｍの圏内に拡大する。

２　防災対策（避難計画を含む）を原子力発電所から６０ｋｍの圏内の自治体と協力して行う。

３　防災対策（避難計画を含む）に関する費用については当社が負担する。

▼提案の理由

福島第一原発事故では，原発から北東方向６０ｋｍに在る飯舘（いいたて）村にも放射能被害がもたらされ，避難対象地域となりました。この教訓から原発事故が及ぼす６０ｋｍ圏内の自治体との間で安全協定を締結する必要があります。

当社は２００６年，島根県と松江市とで「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」を結んでいます。

その中では，「原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは，事前に双方当事者の了解を得るものとする。」とあります。放射線被害が単に６０ｋｍで済むものとは考えられませんが，当面はその対象地域の自治体を原子力発電所から６０ｋｍの圏内とし，未締結の自治体及び該当県との間において，新たな安全協定を結ぶことにするものです。

避難計画を立てて，原子力災害における防災避難訓練を毎年行うことにして，これらに関わる費用，計画は当社の責任でもって行うこととします。

取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社は，地域のみなさまの安全確保および環境の保全を図ることを目的として，立地自治体である島根県および松江市に加え，周辺自治体である１県５市と安全協定を締結しております。

原子力災害に関しては，原子力災害対策特別措置法等において，関係自治体が地域防災計画・避難計画を作成し，当社は原子力事業者防災業務計画を作成することとされております。

当社は，この計画の中で，関係自治体に対し，防災上必要な要員の派遣および防災資機材の提供その他必要な措置を講じることとしております。

また，関係自治体主催の原子力防災訓練に参加することで，関係機関等との連携強化を図っております。

さらに，現在，内閣府が設置する島根地域原子力防災協議会において，避難計画の実効性向上に向けた協議・検討が行われているところであり，その内容も踏まえ，今後も原子力事業者として最大限の役割を果たしてまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第６号議案　定款一部変更の件（４）

新規の原子力発電所の建設は行わない

▼提案の内容

定款に，「第１１章　新規の原子力発電所の建設は行わない」の章を追加する。

第１１章　新規の原子力発電所の建設は行わない

第４８条　上関原子力発電所の建設計画を撤回する。

第４９条　経営上の悪化を考え，持続可能なエネルギー政策に転換する。

▼提案の理由

上関原発建設計画が浮上して３９年です。このような長期間，住民を苦しめている建設計画は日本中どこにもありません。

上関原発の計画地周辺海域は，山口県のみならず瀬戸内の宝物ともいえる海域であり，漁業資源も豊富であり自然海岸線が残された稀有な海です。

原子力発電所が一旦稼働すれば，人類にとっての負の遺産である核のゴミを産み，それは未来社会へのどうにもならない負荷となります。この地域を自然のまま残すことで，当社は社会貢献していく方向を目ざします。

当社は，昨年，一昨年に亘りこの海域において海底ボーリング調査を行おうとしました。

しかし地元上関町の人たちを中心に，監視行動や抗議が行われ，作業は実施できない事態となりました。これは地元の人たちの生活に根差した心の叫びです。当然のことですが，いったん埋めたてられた海は元に戻すことはできません。このような将来に亘って禍根を残すような発電所は，建設しないことです。

取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

資源の乏しいわが国において，将来にわたり低廉かつ安定的に電力をお届けしていくためには，特定のエネルギー源に過度に依存することなく，各種電源の特長を活かしながらバランスよく組み

合わせていくことが重要であります。
　とりわけ，温室効果ガスの削減を継続的に進めていくためには，再生可能エネルギーの導入拡大とともに，確立した脱炭素技術である原子力発電を将来にわたって一定比率維持していく必要があり，新規地点である上関原子力発電所の開発は，非常に重要なものと考えております。
　今後も，地域のみなさまのご理解をいただきながら，開発に向けて引き続き取り組んでまいります。
　したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第７号議案　定款一部変更の件（５）

グリーンプロジェクトに関する専門委員会の設置

▼提案の内容

　定款に，「第１２章　グリーンプロジェクトに関する専門委員会の設置」の章を追加する。

第１２章　グリーンプロジェクトに関する専門委員会の設置

第５０条　気候変動，生物多様性の危機により生じている現事業の長期的なリスクを情報開示し，新たな収益創出の機会として，次の事業を検討する。

（１）小規模分散型電源に関する事業
（２）再エネ・省エネに関する事業
（３）グリーンビルディング（省エネルギー性能，水使用量，廃棄物管理等）に関する事業
（４）生物多様性保全に関する事業
（５）汚染の防止と管理に関する事業
（６）自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業（森林の管理等）
（７）持続可能な水資源管理に関する事業

第５１条　グリーンプロジェクト専門委員会を担当する取締役を任命する。
第５２条　取締役会で事業の進展度のチェック機能が働いているかを確認する。

▼提案の理由

　従来の財務情報だけでなく，環境（Ｅ）・人権問題など社会（Ｓ）・企業統治（Ｇ）も考慮した投資のＥＳＧ投資が注目されています。２００６年国連責任投資原則が提唱され，気候変動のリスクを回避するため，年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家等が原則に署名，ＥＳＧ投資を始めました。
　現在では世界中で２，０００にも及ぶ機関投資家が，企業の持続可能性を分析するためにＥＳＧについて情報開示を求め，投資分析と意思決定の過程にその視点を組み入れています。
　ＥＳＧ投資を呼び込むために，経営陣が意識改革をして，気候変動，生物多様性の危機により生じている事業リスクを回避し，環境・社会的課題の解決のための新たな事業の機会を増やすことです。

そして，グリーンプロジェクトに使途を限る債券「グリーンボンド」を発行することが近道です。地域に密着して発展してきた当社がその利点を活かし，グリーンプロジェクトを進めるべきです。

取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

当社グループは，環境問題への取り組みを経営の重要課題の一つとして位置付け，グループ経営ビジョンにおいて再生可能エネルギーの新規導入量を非財務目標として掲げるとともに，環境問題への対応に係る基本方針・実行計画を示した「中国電力グループ環境行動計画」を策定しております。

これらのビジョンや計画のもと，グループ一体となって再生可能エネルギーの導入拡大に取り組むとともに，Ｈｉビーズやエコパウダー等，石炭火力発電所から発生する石炭灰を使用した製品の開発・活用による循環型社会の実現に向けた事業にも取り組んでおります。また，大気・水域などへの環境負荷の低減や生物多様性への配慮など，地域環境保全にも積極的に取り組み，持続可能な社会の実現に貢献しております。

こうした取り組みの方針や実績等については，「中国電力グループ統合報告書」や「Ａｃｔｉｏｎ Ｐｌａｎ（経営計画の概要）」において，積極的に情報を開示しております。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第８号議案 定款一部変更の件（６）

女性管理職・役員の割合

▼提案の内容

定款に，「第１３章　女性管理職・役員の割合」の章を追加する。

第１３章　女性管理職・役員の割合

第５３条　２０２５年までに，取締役会，経営幹部，管理職，全従業員の４階層について，それぞれ女性比率として３０％を達成する。

第５４条　女性社員，女性管理職・役員の割合を増やすなど女性が働きやすい職場にすることを目的とした，女性活躍を推進する部門を社内に設置する。

▼提案の理由

昨年の株主総会において，役員や管理職に女性の登用を進める考えを明らかにしていますが，管理職者数をみても４％前後で推移しているのが実態で，実際には登用が進んでいません。

女性活躍の取り組みは，女性の働き方に影響を与えるだけでなく，組織の活性化や企業のイメージアップ，そのことを通じて企業の運命を左右する優秀な人材の確保など，企業の全体に良好な効果を与えることが期待できると認識されています。

今後，一般の職員や管理職のクラスに占める女性比率をさらに高めることで，内部からの女性役員登用を拡大する余地は大きいといえます。まずは意思決定の場である取締役から女性を増やすことです。

とくに女性活躍，特に女性役員の登用に取り組む企業の姿勢が，資本市場から評価を受ける対象になってきているのです。

長期的に社会に役立つ企業であるか，環境や社会，ガバナンスにも配慮しながら経済活動を続けているかが問われています。

取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

グループ経営ビジョンを実現し，当社グループが持続的に成長していくためには，多様な価値観・経験を持つ社員一人ひとりの活躍が不可欠との認識のもと，女性の活躍に向けては，課長以上の役職に就く女性社員や技術系女性社員等に関する数値目標を公表するなど，積極的に取り組んでおります。

2020年には，女性の活躍など，多様な人材の活躍推進・支援を図るための組織を設置しております。

また，多様な人材が活躍できる環境づくりの一環として，様々な勤務・休暇制度の充実や男女ともに仕事と家庭を両立できる職場風土の醸成など，ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進しております。

今後も，女性の活躍をはじめ，多様な人材が一層活躍できるよう積極的に取り組んでまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第９号議案　定款一部変更の件（７）

新電力会社事業の参入促進

▼提案の内容

定款に，「第１４章　新電力会社事業の参入促進」の章を追加する。

第１４章　新電力会社事業の参入促進

第５５条　当社は公平，公正な電力小売り自由化を促進するために，新電力会社事業の参入に協力する。

▼提案の理由

去る４月１３日，当社をはじめ大手電力会社３社が，電力販売を巡りカルテルを結んだ独占禁止法違反（不当な取引制限）の疑いで，公正取引委員会から立ち入り検査を受けました。

報道では新電力幹部が「大手電力が公平な競争をしていなかったとすれば自由化の意義が根本から揺らぐ。割を食うのは消費者だ」と発言していますが，全くその通りです。

大手電力の販売シェアは現在も８割前後と高い状態にあります。新電力が公平に参入できるよう，大手９電力の送配電部門は昨年から別会社として切り離されました。しかしいずれも１００％子会社であり，独立性は高くありません。大手電力の市場支配力と圧倒的存在が，公正な競争の阻害要因となっています。この懸念は以前から指摘されていました。

ＥＳＧ（環境，社会，企業統治）が叫ばれている中，大手３社が絡むカルテルは，電力自由化の流れに真っ向から反する動きで「ガバナンスの部分でとても問題だ」と言えます。

取締役会の意見

取締役会としては，本議案に反対いたします。

送配電事業の運営にあたっては，全ての系統利用者が公平に送配電ネットワークを利用できるよう，中立性確保に関するルールを定め，情報の目的外利用や差別的取扱いの禁止といった行為規制を徹底し，適正な事業活動を推進しております。

なお，事業報告に記載のとおり，当社は，本年４月，公正取引委員会の立入検査を受けました。当社としては，公正取引委員会の調査に適切に対応してまいります。

したがって，ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

以　上

株式に関するお知らせ

100株に満たない株式をお持ちの株主さま　買取・買増請求制度のご案内

100株に満たない単元未満株式は，市場で売買することができません。当社では，単元未満株式の買取請求（売却）・買増請求（単元株式化）制度をご用意していますので，ぜひご利用ください。

［ 制度のイメージ（160株お持ちの場合）］

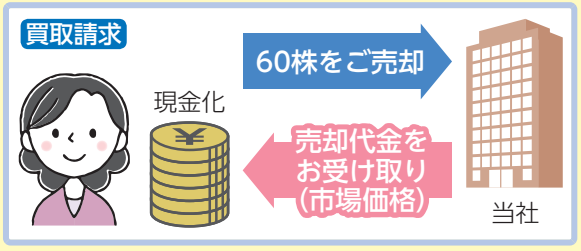

マイナンバーのお届出について

株式の税務関係のお手続に関しましては，**2022年1月以降の最初に売却代金や配当金の支払いを受ける時までにマイナンバーのお届出が必要です。**お届出をされていない株主さまにおかれましては，**お取引のある証券会社等へお届出をお願いいたします。**

株式に関する各種お手続のお問い合わせ先

（単元未満株式の買取・買増請求，マイナンバーのお届出，株式の相続，住所変更など）

株式を証券会社にお預けの株主さま	▶ お取引の各証券会社
株式を証券会社にお預けでない株主さま（特別口座に株式をお持ちの株主さま）	▶ 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 0120-782-031　通話料無料 受付時間 土・日・祝日を除く午前９時～午後５時 https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

株主メモ

- 事業年度　毎年４月１日から翌年３月31日まで
- 定時株主総会　毎年６月
- 配当金受領株主確定日　期末配当：３月31日　中間配当：９月30日
- 株主名簿管理人　東京都千代田区丸の内一丁目４番１号　特別口座管理機関　三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先　〒168-0063　東京都杉並区和泉二丁目８番４号　三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

株主総会会場ご案内

会 場 広島市中区小町４番33号
当社本店（大会議場）



最寄り電車・バス停 中電前

駐車場は用意しておりませんので，お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

VEGETABLE OIL INK
環境に配慮し，植物油インキ
を使用しております。